

環境基本計画と環境ISOの

最近の動向

中山芳夫

はじめに

大阪学院大学の経営科学部におります山中でございます。稲場先生から、環境管理監査制度についての話がございまして、特に最近ISO一四〇〇〇（環境管理監査規格）の動向が、大変急でございまして、この九月一日に、正式に決まったところでございます。この流れを受けまして、日本におきましては、この十月にもJIS化されることになります。

この話をさせていただく前に少し自己紹介をさせていきたいと思います。私は、この大学に着任致しまして、今年で三年目をむかえます、元々大阪の出身でございますので、Uターンということでございます。その前は、と申しますと、環境

庁に在庁しておりまして、稲場先生は当時建設省におられました頃で、環境庁が総量規制するとかあるいは、窒素やリンの基準をつくるとかの交渉相手が、稲場先生でございまして、当時、打々発止のやり取りを展開しておりました。しかしながら稲場先生は、先程お話がありましたように、非常に奇想天外な発想をされる方でございまして、大変尊敬をしておりました。当時、夜中まで交渉しておりましたのに、いつの間にやら、下水道の歴史の本をいっお書きになったのかと驚かされました。稲場先生も関西にUターンされました、その一年後に私もやってまいりました。現在までに、環境行政、水質保全行政を一二年、大気保全行政を五年ほど致しまして、千葉市の環境部長を四年

ほどさせていただきました。千葉市の時は、ちょうど千葉市が政令指定都市になるときでございまして、千葉市の都市の発展をつぶさに経験させていただき、やっと地震の無い関西に転居したとたん大変な地震、たまたま当時は、単身赴任を致しておりまして大阪にいなかったもので、帰ってみたら大学の研究室の本がめっちゃめっちゃになつておりまして、この様な地震を関西人は経験してない状態、関東では、九月一日、地震の訓練をいつもやっておられますので、心構えができておられますが、全く心構えの無い、その様な所に起こった場合大変な混乱が見られるという一〇〇年前と全く同じという気が致します。

最近の環境問題も大変大きな転換期に入っているような訳でございます。今日の環境問題の流れは公害対策から自然保護、快適環境の創造をへて地球環境問題に行き着いたということでございます。したがって、二六年ぶりに公害対策基本法が改正されることになりまして、一言で申せば、地球環境保全を視野に入れた環境基本法、公害対策基本法から環境基本法に衣替えをした。その狙

いと申しますのは、環境への負加の少ない持続的発展が可能な社会こういうものを作っていくかなければ、これからの地球環境というのは守れない、こういう時代に突入してまいりました。

I. 地球サミット

その契機となりましたのは、一九九二年の地球サミットでございます。当時、世界一五〇か国の首脳が集まった訳ですが、唯一集まらなかったのは、日本の宮沢総理でございます。なぜ出席しなかったのかと申しますとPKOの派遣問題で派遣を行うか否かで、国会がもておりまして総理が席をはずせ無かったという事情で、環境行政に携わっておりまして、その様な世界の動きの中で取り残さるというのは、非常に残念な気が致します。世界の流れは一九九二年をベースに大きく変化致しました。冷戦構造の崩壊というようなこともございますが、これからは地球防衛という防衛戦線に世界の政治的な潮流が、大きく変わったというのが一九九二年という年でございます。

Ⅰ-1. アディオス

本日日本でも人工衛星を打ち上げましたがその名を「アディオス」（日本名 みどり）と申します。ちなみにこの名前は頭文字をとったものなのです。従来の人工衛星と申しますのは、地球における冷戦構造のミサイルが飛来するのをいち早く察知するため、いわば軍事的な活動に使用されておりました。ところが今日、打ち上げました「アディオス」という人工衛星は初めてすべての目的が地球環境を「ウオッチング」する人工衛星でございます。人工衛星を打ち上げるということは、とても多くの資金が必要となる訳ですが、アメリカなどでは最近、財政赤字でありますので、従来は軍事的な目的でほとんど予算を使っておりましたが軍縮の進んだ今日ではそのこともままならず、アメリカより人工衛星を打ち上げて欲しい旨の要請を受けました。当時私が環境庁におりましたときで、オゾン層の状態を図るだけの人工衛星のセンサーを作るだけでも五十億円という費用がかかってしまいました。当時の環境庁の予算は、一千億円程ございましたので、五十億円という

金額はなかなかものでございました。この様に従来の公害対策という観点の予算の使い方から世の中は、地球を「ウオッチング」とするという予算の使い方に変換してまいりました。そのセンサーの費用をどこで捻出したかと申しますと各省庁の関わりの予算の中から地球環境という特別な費目を持出してきて捻出をするという、微々たるものでありましたが、今年やっと打ち上げに成功しました。これは、国立環境研究所のオゾンセンサーを始めて積む、さらにはフランスから「スポット」と申します、地上にある物体の大きさで三十センチ四方のものを見分ける軍事的なセンサーを乗せ、これにより森林の破壊状況を衛星によってつぶさに調べる、今までは戦車を見ていたものが、これからは森林の被害状況を調査するセンサーを共同で人工衛星に乗せるということで軍事的な力学が地球を守るための視点に一九九〇年代から大きく軌道修正してきたという流れがございます。

この流れを具体化して行くこと、持続的な発展可能な社会の構築と申ししましても具体的にどうするかと申しますとなかなかイメージがわき

ませんが、そのイメージをわかせるものと致しまして、当時ブラジルでサミットを開催しました際「アジェンダ二一」という行動計画ができました。

1-2・アジェンダ二一

「アジェンダ二一」という行動計画は、五百ページにも及ぶ、言い替えればマニュアル的なものです。「アジェンダ」と申しますのは、事項、二一といえますのは、二十一世紀に向けた行動の事項ということですが、何をなすべきかという細かなマニュアルが一九九二年の地球サミットで作りに上げられた訳でございます。

これは大変広範囲に渡っておりまして、例えばその一例として、人口問題の項目では産事制限を行うべきであるということも明記されております。それでは、産児制限が何故地球を守ることにつながるかと申しますとまさに地球環境破壊の際たるものは人工爆発である訳でございます。人口が指数関数的に産業革命以降増大し続けております。このことが地球にたいしていろいろとプレッシャーをかける。今日人口が増加しております

のは、アジア地域で、どんどん人口が増えてきております。そうしますとやがて食料が不足して参ります。そうしますと食料を増産して行くために森林を切り開いて行くというようなことで地球環境が破壊される訳でございます。こういう人口からのプレッシャーをなくすために人口を安定化させなければ、持続的発展可能な社会というものベースを作ることが出来ないという考え方でございます。

そのためには、民主的な社会言い換えれば人権問題の解決が図られなければ地球環境が守れない。人権と地球環境とどの様な関係にあるかと申しますと結局のところ人権が無いところは人口が増える。と申しますのは、女性の自立や権利が確立していなければ人口が増えてしまう。先般私は、八月の始めにインドネシアに行つて参りましたが、インドネシアという国は、イスラム教が人口の八割をしめております。イスラム教の場合、インドネシアに日本の企業も続々と進出しているのですが、高層ビルの一部屋に絨毯が引いてありまして、金曜日になりますと信者の皆さんが一室に集合し

神を拝むのです。見ておきますと男性ばかりで女性はどうしているかと申しますと廊下の隅で拝んでいるのであります。つまり女性は、男性より劣るという一つの宗教観が女性の権利というものを尊重してない訳でございます。そう致しますと、女性は子孫を作るといふ単にそれだけの男性側のエゴと申しますかそういうものだけで行きますと子供が増えてしまう。女性の中にある、生みたくない権利というものを女性が持つことができない。男女同権という、その様な民主的な権利意識が確立されていなければやはり人口増加につながるという考え方もある訳でございます。従って地球環境を守るためには、女性の人權も大切にしないといけないでございます。

「アジェンダ二一」と申しますのは、大変広範囲な内容を示した、民主的な社会を世界中に作って行くための一つのマニュアルであり、一九九二年に出来上がった訳であります。この指針に基づいて各国では、これを具体化するよう立法制度或るいは社会のシステムというものをすべて変えていくようなことが課せられた訳ござい

ます。これを受けました、わが国では平成五年に従来の公害対策基本法を改正致しまして環境基本法を制定したということになる訳でございます。

この環境基本法を含めまして、環境基本計画、日本版の行動実施計画を作成致しました。日本は、その基本計画にしたがって、これから持続的發展可能な社会を作り上げて行くということが世界的にも特に先進国は率先して、行動計画を守って行くことを課せられているということでございます。

その行動計画の内部にも項目によつては優先順位があつて、その優先順位の中で重要なものが環境管理監査制度で大変注目を浴びております。

このことは、日本だけではなくて、国際的な場において関心を集めておりまして、日本はどちらかというと先進国の中では遅れております。

13. ISO-14000

そこで、ISO-14000、ちなみにISOと申しますのは、国際標準化機構と申しますものであります、国際的に一つの規格化、一言でいいますと国際版JISに相当するものでございます。

このJISに相当することから環境管理監査の規格がこの九月一日に出来た訳でございます。このJISでございますが、これは強制ではなく、皆様ご存じのJISマークは付けても付けなくても良い、強制的なものではございません。しかしながら、実質的には、ある商品を納入する場合、JISマークが付いていませんねと言われた際に困るという程度であります。したがって、このISO一四〇〇〇もあくまでも自主的なもので、強制的なものではございません。ここは非常に大きなポイントでございます。この地球環境を守るというのは決して強制をすることではない、自主的に持続可能な社会作するために、いろんな仕組みが自主的に変わって行くことを期待するシステムでございます。

現在、既に財団法人の品質保証機構環境監査センターというところがございます。ここが、昨年からISO一四〇〇〇規格を認証すべく活動しております。現在、七社が認証を受けております。具体的な動きと申しますと、昨年からは始めておるということでございます。国際的に言いま

すと、むしろ日本は東南アジアにも遅れている訳でございます。インドネシアなどでは、毎日の新聞にISO一四〇〇〇の前に品質規格にISO九〇〇〇というのがありまして、九〇〇〇をとりますと新聞紙上に載り、今日は、どこその工場がISO九〇〇〇を取得しましたと、認定証を交付するところが写真に出ます。それから雑誌の広告の一番下のところに、ISO九〇〇〇を取得したというマークが広告のところにしております。

このくらい東南アジアの方がどんどん進んでゆく。何故かと申しますと、結局、日本の場合は、幸か不幸か大変JISという品質規格が優れて徹底されており、自負しているからでございます。したがって、ISO九〇〇〇なんか取らなくてもJISマークでいいではないか、わざわざ国際的に訳の分からん仕組みを導入するまでもなく、日本にはJISという世界に誇れるマークがあるのだと、それですべて通用させれば言いのだという考えが一般的でありました。東南アジアではJISマークが徹底されていないものですから、ある商品を売買する際、品質の保証ができない訳でこ

ざいます。最近のように安ければどの国の商品でも部品としてどんどん使う。自動車でも各国で作られた部品が、組立ての工場にどんどん集まってきたて組み立てられるという、こういう経済のコストの意識が、良いものであればどの国であっても使ってゆくという流れが主流になってきております。

そう致しますと、東南アジアの場合、品質を保証するものが無いために、ISO 9000という品質を使って、そしてわが社の品質をアピールするという、こういうことに使われております。したがって、ISO 9000の普及というものは、むしろそういう品質が、それ迄少しいい加減なところでこそ大変効果を發揮しております。そういうことから、一気に海外で、ISO 9000という動きが進んできております。日本は、これまでのJISに頼りきっておったということから、遅れを取ってしまった。気がついたときには日本の製品には、ISO 9000のマークがないからこれは信用出来ないといわれた場合、日本にはJISマークといった立派なマークがあるといつても、

ISO 9000のマークが無いから駄目であると言われてしまうということで、日本は今日大変損をしている訳でございます。そういうことから日本でもISO 9000を取るようになってきた訳でございます。

先ほどの財団法人品質保証機構に品質管理センターと言うのがございまして、そこが、どんな各工場にISOの認証を取らせている状況になっている訳でございます。そしてまた今度は、ISO 14000についても、既に遅れを取っております。そこで本日は、この席をお借りして、ISO 14000というものはどういうものか、どういう流れでできたのか、そして、それをいち早くつかんでいく態勢作りには、何が求められるかその様なことについて、お話をしてみたいということでございます。

14. 規格の革命

ISO 14000の細かなマニュアル的なことは、旭屋書店とか東京の八重洲ブックセンターといったところで、ISOのコナーがございまし

て、そういうハウツウ物の書籍が多数出ておりますので詳細については、書籍またはビデオをご覧いただければと存じます。

そこで、私の方の話は、基本的な流れについて本日は解説をしてまいりたいということでございます。昨年の一月九日の天声人語にこのような記事が出ておりました。「地球環境問題に規格が利用できる」と聞くと、おやと思う。スイスに本部がある国際標準化機構（ISO）で、来春発足を目指し、企業の環境管理・監査の国際規格作りが進む。規格といえ、工業製品が中心だが、物に限らない。黄色が注意、赤が危険と言った安全色も規格だ。規格は相互認識のための共通語でもある。今度の試みは、規格の機能を企業そのものに拡大する点で革命的だ。法規制ではなく、企業の自主性を尊重しながら目的を達成する手法だ。応用範囲は広い。例えば、政党に公約をどれだけ実行しているか測る規格を作れないか。社会と生活をよくするため規格の発想をもっと活用しても良い。」皆様方も何故規格というものが環境問題に適用できるのか、素朴な疑問をもたれる方も多いかと思

います。この規格という性格というのは、環境だけでなくいろんなものに使えるという流れが出てきておるということでございます。これはどういうことかと申しますと、先程も申しましたが規格と言え、品質であるというのは通常な考えでございます。規格というものは品質のためにあるのが、そもその発想でございます。品質を良くするためには、製品が良ければいい、一定の性能を持つておれば良い訳であります。その時に良い製品を作るためには、製品の性能テストとかを行う訳であります。その商品の品質を検査することによって、一定の性能を持った商品が生まれるということとあります。それがそもその発想であります。

良い製品を作るためには、良い工場でなければ良い製品が作れないということが、どうしてもでてまいります。例えば、製造管理のきちんとしていない工場では、製品にむらが生じてしまっている部分では、歩留まりの悪い部分が出てきてしまうということがどうしても起こってまいります。特に、工具のようなものより例えば半導体の場合、

半導体のチップの一つを甲子園球場とすると、ピンポン球一つ分の埃が付いてしまうだけで、そのチップは、使いものにならなくなってしまう。

そこで、クリーンルームというものを作つて、埃のないように徹底し、製品を製造するように努めます。このことによつてはじめて良いチップができあがります。したがって、品質規格を行うためには、製品だけの規格ではなくて、工場の規格も良くなければ良い製品はできないということでございます。そう致しますとJIS認定工場といつて一定の制度をもつた良い工場であるということを確認することを致しませんと本当の意味の品質の良い製品はできないということになります。したがって、従来も品質規格というものは、工場と製品をねらいにして良い工場で作ったものが良い品質のものができるというために、この二つをねらいとした、品質管理の規格ができた訳であります。

ところが環境管理の規格と言いますのは、もつとこれから広がります。どういう具合に広がりますかと申しますと、この製品が廃棄される、廃棄

されたときに環境を汚染するものであつては困る訳でございます。例えば、PCBというものがござい

ますが、コンデンサーに使われておつた絶縁油やカーボン紙に使われておつたものが廃棄されたときに、PCBの環境への汚染を起こしてしまう。あるいは今日のもので言うならばフロンでしょうか、フロンを使つた冷蔵庫やクーラーが廃棄されたときにフロンが大氣中に放出されオゾン層を破壊するということでもあります。今までのように良い品質の製品を作つていてもだめで、それが廃棄されたときに、環境に対して汚染を起こさない製品を作らなければならない考え方でございます。これを要求されることが環境管理の規格のもう一つのねらいとして考えられます。さらに、この前段として、企画、設計、どういふものを製造するか、企画、設計するその段階で、全体の環境に対する影響をチェックする。そうしないと環境に対する良いか悪いかの判断はできない。例えば、良い製品を作るだけでも、その工場で大量の廃棄物質をだしてしまう製造のやり方の禁止、例えば、水で言えば、できるだけ水を循環して使うような

工場システムを企画、製造段階から考える。

それから先に述べました、フロンの代替え品の
ようなものを使った製品をつくる。例えば、先般、
松下電器では、フロンを使用しない冷蔵庫の開発
設計を行ないましたが、製品の企画段階から全
ての工程を考えて、環境に悪い影響を与えないよ
うなことを考慮するのが環境管理の規格というこ
とであります。したがって、従来の品質管理か
ら、およそ企業の経営の方針から始まりその企
業が環境的にどの様な影響まで及ぼすのか、そ
ういふところ全体を規格として見ようという考
え方でございます。こういう規格という概念をど
んどん両側に広げていったというのが、まさに、
今回の環境管理の監査の規格ということでござ
います。ですから、天声人語でも書いてありま
すように、こういう規格というものをそこまで
広げて使うのかという事で驚いている訳でござ
います。そしてそれはまさに革命的事である。規
格の発想をそこまで広げていいのか、広げてし
まったということではないかと非常に驚きと共に
革命的であるということをおっしゃっています。

Ⅰ-5・グリーン調達

こういう規格というものの特徴と申しますと、
自主性を尊重する、決して強制ではなく、やつ
てもやらなくても良いんですよ、決して強制は
しません。しかしその結果、製造の工程で廃棄
物をたくさん出したり、出来上がった製品が環
境に悪影響を及ぼしたりしてしまうと、それは
社会的な制裁を受けますよ、場合によっては、
グリーン調達として、こういうISOの規格を自
主的に取つていなければ、調達しません。もの
を買いません。例えば、工具を作っている工場
が、ISO14000の規格を取っていないければ、
一つ一つの製品の性能が良くてもこれを作る
過程で、一定のISOの認定を受けなければ、一
切購入はいたしません。このことをグリーン調
達と申します。このような動きは、既にヨーロ
ッパでは、起こっております。日本でも今後
はその様な方向にいきつつあるわけです。し
たがって、自主的なんですがそれを取ってい
なければ、官庁なども買ってくれない、この
いうことに結果的に追い込まれていく。自主
的といっておきながら反強制であるというこ
ろ

が、特徴でございます。

1-6. 自主規制

従来の公害対策は、規制の一点張りで、規制さえすれば良かったのですが、地球環境問題と申しますのは、大きな発生源を抑えれば済むものではなくて、あらゆる経営活動がすべてチェックを受けることでありますので、自主的なチェックというところが規格の優れたポイントであるということとであります。このことは、環境だけではなく、あらゆる面でも使えるわけであります。例えば、政治家がどの程度公約を守っているかとか、政治家の日頃の行動等もチェックを行うなどに使えるのであります。規格と言うもので考えれば、天声人語にも書かれているように、日本の政治家にも活用してはというわけでございます。このことは、規格と言う概念があらゆるところで使えるということが垣間見えるということでもあります。その一例として、平成八年五月一日付けの日本経済新聞の記事に、ビルゲイツは「インターネット上でも（格付けが）急速に進みはじめている。完璧な格

付けシステムはないから、抜け道はあり得るだろう。それでもほとんどの場合はうまく機能するだろうし、過度にインターネットの利点を規制しない最適の方法だと思う。」

このようにコンピュータ社会においても、格付けと言うものが、非常に有効であるとビルゲイツもいつております。特にインターネット上でわけつな画像やプライバシーの侵害問題等ということがインターネット上で問題になるわけですが、とりわけわけつな画像等は、アメリカなどでは規制してしまえというわけで法案もだされたのであります。憲法の自由を犯すものとして否決されてしまいました。従いまして、規制的措施というものは、今日の社会においては、人権の侵害等の問題に係るものとして猛反対を受けてしまう。そこで、自主的な規格がでてまいります。例えば、プロバイダーがいてあるホームページを開く際に一定の規格が無いと受け付けませんというようにインターネット上においても自主的な動きがなされてくるということをビルゲイツも期待しているわけであります。ということで、抜け道はあつて

も大きな流れとしては、自主的な規格というものをみんなが認識して、社会の基本的ルールとして定着していくことを期待する。ということをおっしゃっております。

この規格というものは、いろんな分野にどんな使えるということ、その第一番目として、環境という分野で始まり、そして九月一日に世界の一つの共通ルールとして運用されるということになってきたわけであります。

Ⅱ．「環境基本法」

環境基本法と申しますのは、先程申しましたように「アジェンダ二一」を具体的に実行するため日本としての環境に関する憲法を作ったということでもあります。その時のキーワードとして、

「環境負荷」という言葉を使っております。環境負荷とは、人の活動において環境に加えられる影響、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるものを言う。こういうことでございます。従来は環境に悪影響ということで汚濁物質がでる、有害物質がでるこういう考えでありました。昨今の地球

環境問題と申しますと、地球温暖化の原因である炭酸ガスがあります。私たちが呼吸してしましますが、炭酸ガスが悪いわけではありません。地球の温度変化を引き起こすという意味で環境に与える影響を及ぼすものすべてが環境負荷であるという概念に広がったということでございます。従来の公害対策から地球環境問題の転換というのはまさに環境へ影響を及ぼすもの全部が負荷であるということがキーワードということでございます。

従いまして、ものを作る段階から廃棄されるまでの段階で環境負荷を減すことがもつとも重要であるということでもあります。いかに環境負荷の少ない製造、製品を作り出すかがキーワードになっています。次に、「基本理念」というものがございしますが、生態系が微妙な均衡のうえに成り立っている社会に対して配慮をするべきである。ということでございます。すなわち環境負荷というものが、あるものを作る段階で、環境負荷ができてそれが何故いけないかという場合に地球温暖化をすると最終的に生態系が狂うことを問題にしている。地球を温暖化しても良いこともあるわけです。

例えば、寒くて穀物が取れないところでも穀物が取れたり等生産できるではないかというメリットもございます。しかしながらこの行為は、今まで作られてきた生態系というものが変わることによって大きな変化が生じます。例えば、従来冷たかったところに直ぐにトウモロコシを植えて世界の穀物の逼迫は解消できるかという決してそうではございません。土壌が一年一年肥沃化して初めてそこにトウモロコシを作る土壌改良ができ、生態系ができてはじめて穀物ができるわけでございます。ですから子細に見れば、生態系を変えることは非常に困ることになるわけでございます。従いまして、最終的な地球環境の保全の目的と申しますのは、生態系をできるだけ変えないように、環境負荷をコントロールするということでございます。これが、環境基本法の基本的な考え方でございます。

とりわけ事業者が環境負荷を与える大きな原因者であるということです。従って、事業者が環境負荷をコントロールしてできるだけ生態系を狂わせることをさせない。そういうものの企画そして

実際に工場で製造する。そしてできた製品を適正に廃棄する。こういうことを事業者に全面的に課すというのが環境基本法の考え方であります。これは一つの憲法でございますので「そうしなさいよ」ということで事業者に言ったわけで、実際にどうするのか、具体的な行動計画というのが、環境基本計画で出てきているわけであります。

Ⅲ．「環境基本計画」

環境基本計画の中に、事業者の役割として、自主的な環境管理の促進が盛り込まれているわけでございます。平成六年一二月に環境基本法を踏まえた環境基本計画が閣議決定されたわけですが、そこに、自主的な環境管理の促進というものが具体的に盛り込まれております。環境保全に関する基本方針の策定、目標の設定、計画の作成、担当部所を設置等の体制整備及びこれらの監査の実施からなる環境管理を国際標準化機構（ＩＳＯ）における検討の状況を踏まえつつ自主的に進めるということが書かれています。

ＩＳＯにおける検討の状況はもう既に九月一日

時点で施行されましたのでそれに沿って日本も自主的に環境管理の促進を図って下さいということとでございます。自主的な環境管理ということ、これがキーワードとなりますが、全ての企業が実践するということでありまして。それでは、わが社はどうかと仕切り直しをしていくわけでありまして。そのところに環境基本計画では、具体的に三つの視点を作っております。「物の生産・販売・廃棄」、「エネルギーの供給・消費」、「運輸・交通」この三つの視点、先程申しました品質管理に一番目の物の製造から始まってからその廃棄までこの分野においてどれだけ環境負荷を少なくするかこういうことを自主的な環境管理としてやって下さいというのが一点になります。この他に、エネルギーの供給消費、エネルギーを使うことは、とりも直さず炭酸ガスをだすことです。から環境に負荷を与えるということになります。したがって、エネルギーの使い方も徹底的に自主的な管理をするということでもあります。それから運輸、交通ですが、運輸交通でもエネルギーを使うことから、運輸交通システムが環境への負荷の大きな

インパクトになりますので効率的な方法を環境管理の中でやって下さいということをやっております。そういう分野ごとに何をするのかということが事細かに環境基本計画の中に列記されております。

Ⅲ-1・生産者の役割

例えば、生産者の役割としては、単に製造業だけではなくて、農林水産業にあつては、環境保全型農業や複層林施業、資源管理型漁業を進めることが述べられております。これらはすべて、持続可能な農林水産事業を進めなければいけないこと等新しい環境負荷のかからない生産者の活動そういうものが出てまいります。製造業者の例と致しましては、再生資源等環境への負荷の低減、廃棄物発生抑制・適正処理、製品の長寿命化、モデルチェンジの適正化、消費・廃棄段階等での環境への負荷の少ない製品等の開発・生産等を進める等の具体的な例示が述べられております。これはあくまでも強制されて行うのではなくそれぞれの事業者が、自主的に考えて各社のバラエティーを認

めることが、自主規格の大きなポイントになります。その他、建設業者は、発注者と連携をとって、省エネルギーの建築として断熱材の使用、通風の活用、太陽光発電等さらに周辺や屋根の緑化、水利用の合理化、合併処理浄化槽の設置（先般、滋賀県では琵琶湖周辺では合併浄化槽でなければならぬ）等（条例を作りました）等の環境への負荷の少ない生態系に配慮した建設工事等強制されるわけでもなく積極的に自主的に行動をとれる様にして下さい（こういうことを求めています。さらに、卸、小売業者等に対しては、過剰な包装材の使用削減、消費者からの再生資源の回収等によるリサイクル、こういうことを要請しております。これらが、第一の分野でございます、物を製造し、消費し、廃棄するそういう段階で各自自主的にやって下さいというものです。

Ⅲ-2. エネルギー使用者の役割

それからエネルギー分野では、エネルギー節約型の商品を使う、例えば、蛍光灯などでは、インバータ組込の節約型蛍光灯の使用を行えば、三割

ほどエネルギーの使用量が減る。それに伴い電気料が節約できる。こういう一石二鳥の面もあるわけでございます。環境負荷を減らしたからと言ってコスト的に割にあわないといったことではなく、むしろコスト的にもプラスになることが多い、そういうところから自主的にそれぞれの置かれた場で最大限行っていた（と）いうことでございます。運輸交通の分野で見えますと、低公害車の導入、最新規制適合車への代替え等に努める。物流の合理化、共同配送の導入等交通運輸の分野で出来るだけ自主的な管理を進めることによって環境への負荷の少ないものが期待される（と）いうことでございます。

Ⅲ-3. P・D・C・Aサイクル

そういうことを環境基本計画として事業者がそれぞれの場合においてやって下さいと書いたわけでございます。しかしながら、自主的と言って何でも任しておけば上手くゆくのかという、必ずしも良いというわけでは無いのでして、やはり品質管理と同じような手法が必要です。品質管理の合

言葉としてP・D・C・Aサイクルというものが
ございます。プランのP・ドウのD・チェックの
C・アクションのAの頭文字でございます。製品
の品質管理の方針を決め、実行して、チェックを
いれて、さらにチェックをいれたことを見直しア
クションしてゆく、最初の方針に反映させる、こ
ういうようなことが反映されてなければ品質管理
システムとしては、落第であるということござ
います。いくら自主的な管理と言ってもP・D・
C・Aサイクルが回っていなければ、その品質管
理システムは、欠陥システムということござい
ます。従いまして、このP・D・C・Aサイクル
に相当するものをこの環境管理にもきちんと組み
込んで始めて、環境管理システムというものが合
格することになります。

このシステムをいかに組み込むかが最大の問題
でございます。この問題を解決致しますのが、I
SO一四〇〇〇でございます。

IV. 「環境—ISO」

それでは、このISO一四〇〇〇がどのような理

念で出てきたかを、かいつまんでお話いたします
と、EPA（アメリカ環境保護庁）が、一九八六
年に環境監査条項調定文書を始めて出しております。
ここで、環境監査を使うという考えが出て
まいりました。チェックの機能が環境監査とい
い、会計監査と同じ意味合いでチェック機能を使う
という発想でございます。チェック機能というも
のをアメリカがどのような形で使ったかと申しま
すと外部監査付き環境経営管理システムとして使
いました。

これはなにかと申しますとアメリカで法律に違
反したときチェックを行い法律に違反しないよう
に指導する。その時に会計監査同様監査事務所と
いうのがございまして外部の人間が会社に入って
チェックする。外部監査の概念を環境に適用し外
部の監査事務所が工場に立ち入りまして法律の遵
守をさせることに環境監査を使うものです。日本
においては、官公署においてすべて行っているの
であります。自治体の職員が立ち入って徹底的に
指導しますからわざわざ監査事務所の間がいか
なくてもいいのです。いわゆる地方自治体の職員

が外部監査を行うのと同じであります。ところが、アメリカの場合は社会システムの違いによって、そこまでやっていなかったため外部監査の考え方が起こりました。この背景にはアメリカの考え方は環境監査を実利的に活用する。法律を違反したところにチェックをするシステムとして環境監査システムが導入されたわけでございます。

Ⅳ-1・リスク監査

この背景をさらにさかのぼりますと、一九七八年のラブキャナル事件があります。企業が、廃棄物を運河に投棄したその跡に、住宅を造り住宅の地下から有害物質が蒸発したり、井戸水を汚染するという汚染を引き起こした事件ですが、このことからスーパーファンド法（包括的環境対処補償責任法）が一九八〇年に出来ました。この法律は大変厳しいものでございまして、とことん責任を追及するというものでございます。今、土壤汚染をした行為者はもちろんそれに資金提供した人、銀行を始め現所有者といった取れるところからすべて補償費を取る法律でありますから一旦工場の

汚染が生じると莫大な損害補償、浄化対策等の責任をとり得るということでございます。従いまし当時M & A（吸収合併）が盛んなときでございましたからその時に変な土地を買って、その土地が汚染されておりますとその浄化対策費として、買収した企業が補償するわけで、吸収合併が出来ない事態になった訳でございます。日本の企業も浄化対策費として何十億もとられたケースもありました。従いまして、その企業が良いか否かをチェックしてから吸収合併をかけなければ、大変なことになる恐れがあつた訳でございます。この企業が、環境にいいのかどうなのかの判断を実利的に環境監査というシステムを使ってチェックした訳でございます。いい換えれば企業のリスク回避の手段として、環境監査というチェック機能を使った訳でございます。

Ⅳ-2・エコロジー監査

一方欧州の考え方と申しますのは違っておりまして、エコロジー監査に代表される考え方でございまして、生態学的視点ののちとて地球にやさ

しい、すなわちエコフレンドリーな製品の製造そういうところにエコロジー監査を使うということでございます。一九八四年にエルムウッド研究所のカペラさんという方が、未来世代の前途を危険にさらすことなく、自らからの必要性を満たす社会これがサステイナブルな持続可能な社会という定義といたしましてそのためには、

①、エコロジー概念を理解し企業活動を生態学的に健全なものにすること。

②、企業文化のパラダイムシフトを図り成長性重視から持続可能性重視に転換すること。

③、企業活動の体系的吟味のための管理システムを導入する。

ということを目的に致しまして、遵守性監査からより積極的な持続可能な社会の建設的手段として環境監査を位置付けております。

遵守性監査といえますのは、法律に遵守しているのかをチェックする。アメリカは実利的な監査でありますが、欧州は持続可能な社会の建設的手段として環境監査を使うということでございます。これは主にドイツの考え方でございますが、生態

学を非常に重視しております。昨年の十一月ボンにいつてまいりましたが、高級なホテルの中でもバスルームの石鹸は置いてなく、ペットボトルの容器が逆さにおいてあつて、一回分だけ石鹸が出るようになってるという状況であります。ですから、ペットボトルの液が無くなったら補充して再度使うという状況でございます。部屋のゴミ箱も三つに区分されております、赤の部分はカン、もう一つには、ビニール、真中は紙屑となっております。高級ホテルの中でも分別を徹底している。エコロジー配慮のことを社会全体で要求しているという動きを実感致しました。これらは強制されているのではなく持続的社會に協力するという考え方が定着しつつあるようです。現在のISO一四〇〇〇の考え方には、欧州の考え方とアメリカの実利的な環境監査の考え方が対立をしております、すんなりと合意が出来なかったわけですが、今般出来上がつてまいりました。

IV-3. ロッテルダム憲章

会社経営に非常に重要なことが、一九九一年に

おこっております。地球サミットの前年でございますが、ロッテルダム憲章と申します。環境監査

システムというのは、経営管理の手法の一つで企業の環境配慮の経営状況の評価する一連の業務であります。これも環境監査の考え方でございます。

環境監査は、会計監査と同様、環境配慮の監査は、環境にどのくらい配慮しているか経営の一つとして位置付けております。これは非常に大きな経営学的な転換であります。従来経営というのは、いかに経営資源をつぎ込んで最大の利潤をあげることで、良い企業者だった。ところが、ロッテルダム宣言において、経営とは、儲けることが一つの柱であるが、良い経営とは環境に配慮した経営が良い経営である。こういう柱を立て、二本柱にしたという訳でございます。これが、世界の経済界、経営界で大きな転換を図るきっかけになったわけでありまして。これを契機に、この環境管理システムというものをどうやって使うのかというところで、議論される中で、規格というところに折り込んで使うのが良いのではというところにつながってまいります。それを受けてE.U.の前身である、

EC（欧州共同体）が真つ先にこれを使ったわけでございます。

IV-4. EUエコ監査

さきほどのドイツのエコロジー的考え方というものがベースになっておりまして、自主的参加に基づくエコロジー管理監査制度に関する規則が一九九三年に出来上がりました。環境監査を次のように定義致しました。即ち、「企業活動の環境面の業績の改善を促進するため、環境保全システムの設置を図り、そのシステムの体系的、客観的、定期的評価を文書化して一般大衆に情報提供すること。」この定義の中に、大変重要なことが言いつくされております。企業活動の財務面の業績と同様に環境面の業績をあげていなければ、いくら財務面で儲けていても良い会社とはいえない。さきほど、ロッテルダム宣言にもありましたことを受けてECでは環境面の業績をあげなさい、そのために環境保全システムというのをいれなければならぬ。この環境保全システムというのは、体系的、客観的、定期的評価を受け、これを文書化

して情報提供するということでございます。

このシステムというのは、さきほども言いましたように、P・D・C・A・サイクルこれがまさに体系的なんですね。チェック機構までちゃんと組み込んだものでなければなりません。五年に一回、三年に一回、毎年、というように定期的にシステムのチェックをいれなさい。その時に客観的に外部の人が見てお手盛りであってはいけません。客観的なものでなければいけない。そして、一般に情報提供することが重要で、会計上ではディスクロージャー（情報開示）と言っていますが、情報の開示をやって始めてこの環境保全システムというのは完成されます。そういうものでなければ、環境監査とは言えないということであります。この定義を実践するためには大変な努力を企業に要求しているということでもあります。これをヨーロッパで実施するということで、昨年の四月から実施されているものであります。

IV-4-1・公認環境監査士

特にここでご注意いただきたいのは、公認環境

監査士により認定する。外部監査、客観的に、外の人間が見て妥当ですということを受けなければならぬ。これは、非常に厳しいもので、アメリカは大反対しております。そのためISOでは、合意が出来なかつた訳でございます。しかしヨーロッパではこれを活用することによって、客観性が保たれていることが合意されヨーロッパでは既に実施されております。組織体が組織体の環境目的、目標を考慮にいれて、その活動、製品及びサービスの環境への影響を制御することで、健全な環境のパフォーマンス（環境面の業績）を達成し、それを実証すること。これが、一九九四年にEUから出されました環境管理の規格でございます。

IV-4-2・環境パフォーマンス

ここで、組織体と申しますのは、あらゆる組織体が、環境監査の対象になる。会社だけではなく、製造業のほか、自治体等国の機関、銀行、スーパー、学校等が監査の対象になるということでもあります。全ての社会的組織体というものは、なんらかの環境への影響をもっている（環境負荷がある）

そういう組織体は、自主的な環境管理というものをすべて実施しなさいというのが、考え方でございます。そういう意味では、非常に範囲が広いと言えます。そして、活動、製品、サービスの行為が、環境に負荷を与えるということであります。環境監査というのは、社会監査というものの一つである。社会監査とは、一つの組織体の活動というものを社会的な影響や役割というものが、妥当かどうかということで、具体的に言くと、産業革命が起こったときに、若年労働者を酷使し大変な社会問題となりました。子供を使い石炭の採掘を行ったり、労働面において社会的悪影響を及ぼしました。それを、チェックするために労働基準というものが出来てまいりました。これらは、社会監査の一つになります。そういう企業活動、組織の活動が、社会に影響しているかチェックするのが社会監査です。従いまして、環境負荷ということで、社会に悪影響を及ぼしていないかどうかチェックするというのが、環境監査ということでございます。従いまして、まず遵守性監査（各種の法律に適合していなければならない）。

次に業績監査（法律の範囲内だったら何をしても構わないかというそうではなくてベストな努力をしているかどうか）。昨年よりも今年は環境面でこれくらいの評価をあげましたという年々の評価が見られなければならない。そして、監査報告には外部監査、要するに手前味噌ではなくて外部の人間から見ても妥当であるかというお墨付きをもらわなくてはならないということでございます。

IV 4-3. ディスクロージャー

そして、最後に情報開示（ディスクロージャー）として、会社は環境に配慮したんだというものをだしていかなければならない。日本の様に一生懸命頑張っている、外に出さなければなんにもない。我社はこれだけのことをやっているというのをいつていかなければ、国際的には全く評価されないであります。従いまして、積極的な情報開示をやって始めて環境監査というものが完成するということでございます。

IV 5. 環境パスポート

今月からそういうシステムが発足をした訳でございますが、このISO一四〇〇〇というものが、どういうことになるかと言いますと、「企業の身分証明書」というものになっていくというものでございます。この企業の身分証明書ををもたない企業は「環境に責任をもたない会社」として国際的に認めてもらえなくなり兼ねないようになろうとしている。こういう国際的な身分証明書は強制的なものではないのですが、そのマークをとつていなければ国際的に通用しない。一番典型的なのは、電気製品で、テレビを国内で生産し、欧州にもつていて販売しようとする際、ISO一四〇〇〇のマークがなければ、欧州では輸入を認めない。EUでは、ヨーロッパのエコ監査というシステムが完成しておりますので、ISO一四、〇〇〇をとつていなければ、国内または東南アジアに折角進出して生産をして欧州に輸出しても、販売出来ないという事態になりつつある。一種の貿易の障壁の典型になると困るのだから、国際的な統一版を作ろうというのがISO一四〇〇〇のねらいでございます。

従つて輸出産業が一番困るわけでございます。一九九四年一月に、電気関係の業界が集まりまして、「日本環境認証機構（ジェイコ）」というものが出来ております。ここが、ISO一四〇〇〇をどんどん認証する。そういう輸出産業を中心にして、認証のシステムというものが広まっておりますのでありますが、現在二月時点では三事業場がジェイコからISO一四〇〇〇の認証書を取得しております。冒頭申し上げました財団法人品質保証機構は既に七社が取得していますが、本年度中には、製造業を中心に一五〇から二〇〇事業場位の認証取得が見込まれているということでございます。

VI 6. 簡易版ISO

問題は、製造業ばかりでなく多くの中小企業や銀行、百貨店、スーパー等のサービス、流通業ではISO一四〇〇〇の取得が難しい。取れない訳ではございませんが、大変詳細なチェック、例えば、監査チームを作り最低三日以上隔から隔まで環境保全に問題が無いかの審査を行う訳であります。

すから、主にISO一四〇〇〇を取得するのは製造業になります。その他の事業所はどうするか、ということが問われます。ここがしっかりなされなければ、環境基本計画の実践というのが各分野にわたっておりますので単に製造業だけをやるのは、片手落ちということになります。全ての組織体の参加がなければ環境基本計画の達成が出来ない。そこで、製造業以外はどうかということが課題となりまして、簡易版ISOというものがございます。

VI-6-1. 環境活動評価プログラム

これは、環境活動評価プログラムというもので、今年の一月に環境庁が出しました。製造業でない事業場は、簡易版のISOでという趣旨でございます。これのねらいは、環境行動計画、環境活動目標を作っていたかどうかということでございます。銀行であれスーパーであれ環境行動計画をプランニングして下さい。そして、環境活動の目標を作して下さい。その目標をつくるときに、環境負荷というものがいろいろなところがございます。

その中で二つを強調しております。その二つと申しますのは、二酸化炭素の排出量、廃棄物排出量のこの二つを環境負荷の二つの要因としております。この二つを減らすように環境面の業績をあげるように努力して下さいということでございます。毎年二酸化炭素の排出量と廃棄物の排出量を減らすような目標を二つ立てて下さい。そして、環境活動のチェックリスト、環境管理システム、組織等計画をつくり、ドウ（実行）する。実行するためには、組織がいる。組織がきちんと出来ているかということをチェックする。こういう計画を作るのは、会社のトップが経営の方針として出さなければ、社長が今期ではどれだけ儲けるのかと同様に今年は環境面の業績はこのくらいやるのだという計画を経営者が作る。それに従って、活動が具体的に始まる。ということでございます。次に、その結果を報告するということです。チェックをしたことについて報告する（ディスクローズする）、情報を開示する。情報を開示しなければ、その次のアクションに結び付いていけない。例えば前年比何パーセント今年は廃棄物の量を削

減するとかということ、情報を開示しなければ具体的な実践は出来ません。

VI 6-2. 環境カウンセラー

環境負荷がどういう段階で出ているのかきちんと計算するというのは大変難しいことで、例えば、車は何キロ走ると炭酸ガスがどのくらい出るのかというのを計算するとかいうことをするにはどうしても専門家の助けが必要になってまいります。そのお手伝いをするのが、環境カウンセラーであります。これはちょうど、中小企業診断士と同様に、環境の診断士みたいなものでございます。このことについては、九月五日付けをもって環境庁から告示が出されました。

これは試験制度でございまして、一定の資格、経験に基づいた者が試験（論文）を受けて、これまでの経験活動、今後の活動の熱意を評価して、更に面接を行い最終的に登録制度として登録していただき、これらの方が求めに応じて派遣されるというシステムであります。ISO一四〇〇〇を取るというのは大企業が大部分でございしますがそ

の他は、この簡易版ISOをカウンセラーの指導を受けながら少しでも環境負荷の少ない持続的な社会に向けて実施していただくというシステムでございます。

おわりに

環境ISOは、これからの長い道程の始まりでございしますので、従来型公害防止対策ではなく、社会のパラダイムシフトも含め、持続的な社会にどんどん変わってゆくことを期待している訳でございします。一時に良くなることを毛頭期待していかない、自主的な規格を活用しながらいつの間にか成果がどんどん積み重なっていくことを期待しているのがこの環境監査制度のねらいであります。いわば螺旋階段上を少しでも戻ることを無く進むことを期待していくことがこの考え方でございます。そういうことを踏まえまして、皆様方のこれからの各方面での活動というものを環境ISOの考え方を踏まえていただき社会的に取り残されないようにしていただきたい。

日本の企業は、国際的な活動の中でややも

すれば取り残されることが多い訳でございます。
この流れを踏まえまして、企業活動をされますよ
うお願いして私の話を終わりにさせていただきます。
す。

